

2 ストーカー事案の実態

(1) 取扱状況

平成31・令和元年中のストーカー事案の取扱いは、262件(相談等受案件数)です。

これらの事案に対し、警察では被害防止のための対応策をアドバイスしたり、行為者への指導を行ったりしたほか、警察署長名等での文書による警告などの措置をとりました。

警察での対応状況(複数計上)



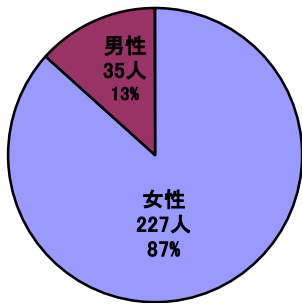
(2) 行為の内容(複数計上)

ストーカー規制法で規制している行為内容を見ると、合計433件(複数計上)ある行為のうち、「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け等」が154件、「面会・交際等の要求」が121件、「無言電話、連続電話、連続メール」が80件で、これら3つの行為の合計が全体の約80%を占めています。

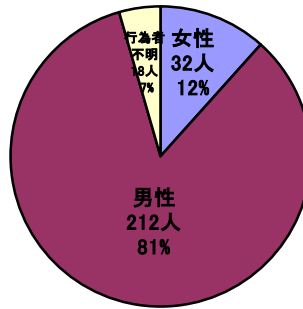
<input type="checkbox"/>	つきまとい、待ち伏せ、押し掛け等	154件
<input type="checkbox"/>	行動監視の告知等	14件
<input type="checkbox"/>	面会・交際等の要求	121件
<input type="checkbox"/>	粗野・乱暴な言動	36件
<input type="checkbox"/>	無言電話、連続電話、連続メール	80件
<input type="checkbox"/>	汚物等の送付等	4件
<input type="checkbox"/>	名誉を害する事項の告知等	8件
<input type="checkbox"/>	性的羞恥心を害する事項の告知等	16件

(3) 被害者と行為者の性別・関係

ア 被害者の性別
女性が227人(約87%)
で、大半を占めています。



イ 行為者の性別
男性が212人(約81%)で、
大半を占めています。



ウ 被害者と行為者の関係
元夫婦や交際歴のある者が
122人(約47%)で、約5割を
占めています。

